

自主的避難等対象区域（郡山市）で、福島県産のものを含む青果物等の卸売業を営んでいた申立会社について、原発事故の影響割合を6割として、平成26年8月分から平成27年1月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。

1118

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 営業損害

期間：自 平成26年8月1日 至 平成27年1月末日

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、下記のとおり金357万6910円の支払義務があることを認める。

記

(1) 営業損害

金347万2728円

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

金10万4182円

(3) 上記合計

金357万6910円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立

人が署名（記名）押印の上、各 1 通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 27 年 9 月 1 日

（仲介委員 比佐守男）